

# 働きやすい職場環境推進業務に関する説明書

平成26年5月

## 1 委託業務の名称

働きやすい職場環境推進業務

## 2 目的

メンタルヘルスを含めた健康障害が深刻化する一方、ワーキング・プアや格差の固定化が社会問題化し、急速な少子化の大きな要因ともなっていることがある。

こうした状況を改善し、誰もが安心して働き続けることができ、誰もが仕事と生活の調和が選択可能になることが重要である。

そのため、ワークライフバランスを始めとする、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の拡大を目指し事業を実施するもの。

## 3 業務の概要

以下の内容について、企画、提案、広報及び実施運営を含めた業務とする。

- (1) 長岡市が作成した「働きやすい職場環境推進マニュアル」(別紙1)を活用した、ワークライフバランスの普及、推進に関する業務
- (2) 個人や事業所を対象とした各種セミナーの開催
  - 子育て・介護等で仕事を離れた女性対象「再就職支援セミナー」の開催(2回程度)
  - 若者の離職防止や職場定着を目的とした「若者職場定着支援セミナー」の開催(1回)
  - 男性の育児休暇取得率向上を目的とした、「男性の育児参画推進」啓蒙活動、セミナーの開催(1回)
  - パワハラ、セクハラ等の予防や防止に関する「ハラスメントセミナー」の開催(1回)
- (3) 各種制度や先進事例の情報発信

## 4 対象事業者等

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間の間に、人事・労務などに関するセミナーの開催実績があり、かつ効果的なセミナー実施について企画立案、広報できる社内体制が整備されていること。
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 委託契約期間

平成 26 年度      平成 26 年 6 月中旬（予定）から平成 27 年 3 月 31 日まで

## 6 委託費

2,300,000 円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

## 7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

## 8 提案書の作成

### (1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは働きやすい職場環境推進事業業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

### (2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

#### ア 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

#### イ 過去 2 年間ににおける人事・労務に関するセミナー開催実績（任意様式）

#### ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

#### エ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。

#### オ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

カ 取り組み方針や内容等

現在の労働環境における課題やその改善方法などに関する、貴社の現時点における認識や考え方を提案してください。

キ 貴社のアピールポイント

ク 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費(千円単位)で記載してください。

ケ 業務スケジュール

契約後のセミナーの開催等の日程

(3) 提案書の書式

- ・ A4判横書きとし、8(2)ウ、エを除き片面7枚以内に簡潔にまとめてください。  
用紙の使用は、縦・横を問いません。
- ・ 表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、  
eメールアドレスとします。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)  
ファクス及び電子メールとします。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

イ 提出先 長岡市商工部商業振興課

住 所 〒940-0062

長岡市大手通2 - 6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

電 話 0258 - 39 - 2228

F A X 0258 - 36 - 7385

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成26年5月20日(火曜日)午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 5部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)

イ 体 裁 片面印刷とし、左上1カ所をホチキス止めすること。

ウ 提出先 長岡市商工部商業振興課 (参加表明書提出先に同じ)

エ 提出期限 平成26年5月28日(水曜日)午後5時

オ ヒアリング 期日：平成26年5月30日(金曜日)

会場：長岡市役所大手通庁舎 6階 コラボレーションルーム

ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターには、選考された場

合に当市を担当する者を指定します。

( 上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当していただくこととします。)

ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とします。

#### 10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

( 1 ) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」( 第 3 号様式 ) により行うものとし、ファクスまたは電子メール ( 着信を確認すること。 ) のいずれの方法でも可能とします。電話による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部商業振興課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成 2 6 年 5 月 2 2 日 ( 木曜日 ) 午後 3 時まで

( 2 ) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成 2 6 年 5 月 2 3 日 ( 金曜日 ) までに参加表明書を提出した者全員に回答します。

#### 11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

( 1 ) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

( 2 ) 見積金額が、予算額以内であること。

( 3 ) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

#### 12 選考結果通知

( 1 ) 選考結果は、参加者全員に通知します。

( 2 ) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 3 日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

#### 13 その他留意事項

( 1 ) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

( 2 ) 提出いただいた提案書は、返却しません。

( 3 ) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。

- ( 4 ) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- ( 5 ) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。

担 当：長岡市商工部商業振興課  
住 所：〒940 - 0062  
新潟県長岡市大手通2 - 6  
フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階  
電 話：0258 - 39 - 2228  
F A X：0258 - 36 - 7385  
e-mail：syougyo@city.nagaoka.lg.jp